

せんだい・みやぎ NPO センター特別プログラム

「サポート資源提供システム」運用規程

2002年6月20日理事会承認

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人せんだい・みやぎ NPO センター(以下「センター」という)の特別プログラム「サポート資源提供システム」(以下、「システム」という)の円滑な運用に必要な組織その他の事項を定めるものとする。

(NPO の定義)

第2条 この規程において「NPO (Nonprofit Organization)」とは、営利を目的とせず、不特定多数のものの利益を目的として社会的・公共的な活動を継続的に行う民間の団体で、以下の各号すべての要件を満たすものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。また、特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- (3) 暴力団もしくはその構成員の統制の下にないこと。
- (4) その他法令、公序良俗に違反する行いがなくないこと。

(システムの目的)

第3条 システムは、センターの設立趣旨と活動目的に則り、新しい市民社会の創出に寄与することを理念とし、個人・企業・団体等からの多様な寄付や助成(物品等を含む)等の仲介と提供を通して、地域におけるNPOの経営基盤の強化と、NPOの自立的な発展と活性化を図ることを目的として事業を行う。また、NPOについての社会一般の理解を啓

発し、さらにNPOの潜在的な支援者である企業・各種団体・市民等とNPOの間の連携を促進することも目的とする。

(システムの事業)

第4条 第3条に定める目的を達成するために、システムでは以下の事業を行う。

- (1) 地域のNPOが必要とする様々な経営資源(物品、資金、人材、ノウハウ等。以下、「サポート資源」)を地域の企業・各種団体・市民等から提供するサポート資源提供事業。
- (2) NPOの活動情報およびシステムによって提供されたサポート資源による貢献と成果を、広く社会に発信する情報発信事業。
- (3) NPOへの支援・連携に関心を持つ企業・各種団体・市民等とNPOの交流・連携を促進するネットワーキング事業。
- (4) その他上記目的の達成に必要な事業。

(システム事務局)

第5条 システムの事務局は、特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター内に置く。

(システムの対象地域)

第6条 システムの対象地域は、宮城県内とする。但し、場合に応じて、その周辺地域を含むものとする。

第2章 構成および登録システム

(構成)

第7条 システムの構成は、次の2種とする。

- (1) 「登録NPO」とは、主にシステムからサポート資源の提供を受け、また活動情報の発信を行うNPOであり、第2条で定義するNPOを対象とする。
- (2) 「登録企業・団体・市民」とは、主にシステムの維持およびシステムを通じてサポート資源の提供を行う企業・団体・市民(個人)であり、NPOへの支援・NPOとの連携に関心を持つ企業、各種団体、市民を対象とする。

(登録NPO)

第8条 登録NPOへの登録は、せんだい・みやぎNPOセンター内に設置する「NPO情報ライブラリー」への登録をもって行う。

2 登録NPOは、NPO情報ライブラリーを通じて、別途定める団体の活動情報を、積極的かつ定期的に公開しなければならない。

3 登録NPOからシステムに対して提出された各種資料等は、これを返還しない。

(登録NPOの取消・抹消)

第9条 登録NPOで登録の取消をしようとする者は、NPO情報ライブラリーの登録取消をもって、システムの登録取消を行うことができる。

2 システムは、次の各号の事由により、登録NPOの登録を抹消することができる。

- (1) 第8条2に定める情報公開を行っていないと認定したとき。
- (2) 当該団体が消滅したとき。
- (3) この規程に違反したとき。
- (4) その他システムの運営委員会が必要と認めたととき。

(登録企業・団体・市民区分)

第10条 第7条に定める登録企業・団体・市民については、システムへの関与の度合いに応じて、以下の区分を設ける。

(1) システム協賛企業・団体

一定の協賛金を定期的にシステムに提供し、システムの維持・発展に協力する企業・団体

(2) システム提携企業・団体

システムと提携をして継続的にサポート資源の提供を行うシステムを有する企業・団体

(3) システム利用企業・団体・市民

システムを通じた資源提供など、システムの利用を行う企業・団体・市民

(4) 情報提供先企業・団体・市民

継続的にシステムからの情報提供を受けることを希望する企業・団体・市民

2 システムに登録企業・団体・市民として登録しようとする者は、別に定める登録申請書をシステムに対して提出するものとする。

3 登録企業・団体・市民で区分を変更しようとする者は、別に定める区分変更届けをシステムに届け出て区分の変更を行うことができる。

第11条 登録企業・団体・市民で登録の取消をしようとする者は、別に定める登録取消届けをシステムに届け出て登録を取り消すことができる。

2 システムは、次の各号の事由により、登録企業・団体・市民の登録を抹消することができる。

- (1) 当該企業・団体が消滅したとき、または個人が死去した時
- (2) この規程に違反したとき
- (3) その他システムの運営委員会が必要と認めたととき

(協賛金)

第12条 システム協賛企業・団体は、毎年、附則に定めるシステムの運営・維持のための協賛金を納入しなければならない。年度の途中においてシステム協賛企業・団体となった場合にも、協賛金の年額全額を納入することとする。

2 既納の協賛金はこれを返還しない。

3 前2項の規定は、年度の途中で区分の変更、または登録取消をした場合にも適用する。

(委任)

第13条 システムの登録制度およびその運用について、この規程に定めのない事項については、システムの運営委員会にて協議の上、定めるものとする。

第3章 運営委員会

(運営委員会の設置)

第14条 システムの発展と活性化、そして円滑かつ公正な運用を確保するため、システムに運営委員会を置く。

(構成)

第15条 運営委員会は、以下の各員をもって構成する。

(1) 登録企業・団体のうちの「システム協賛企業・団体」

(2) 登録企業・団体のうちの「システム提携企業・団体」

(3) システム事務局(センター)

2 運営委員として、前項で定める者の他に、学識経験者、有識者等を加えることができる。

3 必要に応じて、運営委員会に幹事会を置くことができる。幹事会の運営に必要な事項については、運営委員会にて協議の上定める。

(開催)

第16条 運営委員会は、毎年2回以上、これを開催することとする。

(機能)

第17条 運営委員会は、以下の各点について、協議を行う。

(1) システムの事業に関すること。

(2) システムの構成に関すること。

(3) システムの会計・資産管理に関すること。

(4) その他運営委員会が必要と認めること。

(協議事項の尊重)

第18条 センターおよび運営委員は、システムの運用に際しては、運営委員会での協議事項を尊重するように努めなければならない。

(委任)

第19条 その他運営委員会の開催について必要な事項については、別途定めることができる。

第4章 資産、会計および計画

(資産の構成)

第20条 システムの資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 協賛金。
- (2) 寄付金品。
- (3) 資産から生ずる収入。
- (4) システム事業に伴う収入。
- (5) センター負担金
- (6) その他の収入。

(資産の管理)

第21条 システムの資産は、センターの特別事業会計として事務局が管理する。

2 このシステムの経費は資産をもって支弁する。

(計画と報告)

第22条 システムの事業については、事業年度に基づき、年間計画と予算および年間報告と決算について、センター(事務局)は必ず運営委員会に諮り、報告と協議を行う。

第5章 雑則

(委任)

第23条 この規程に定めるもののほか、システムの運用に関し必要な事項は、運営委員会での協議の上、定めるものとする。

附 則

1 規程第 12 条に定めるシステム協賛企業・団体が支払う協賛金に関しては、当該企業・団体の資本金額に応じて、以下の通りとする。

資本金 1 億円以上 年額 1 口 10 万円 (1 口以上)

資本金 1 億円未満 年額 1 口 5 万円 (1 口以上)

2 システムの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

3 この規程の改廃については、システムの運営委員会で協議の上、センターの理事会で定める。

4 この規程は、2002 年 7 月 16 日より施行する。

(以上)